

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

○国土調査の成果の認証	(地域復興支援課)	一
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○特定計量器の定期検査の実施	(産業立地推進課)	二
○農用地利用配分計画の認可	(農業振興課)	二
○保安林の指定の解除(二件)	(森林整備課)	二
○保安林の指定施業要件の変更の予定	(同)	三
○保安林の指定施業要件の変更(二件)	(同)	三
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	四
○土地改良区役員の就任及び退任の届出	(東部地方振興事務所)	四
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定	(震災復興推進課)	五
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告(二件)	(森林整備課)	五
監査委員		
○行政監査の意見に対する措置の公表		九
○定期監査結果に対する措置の公表		一五
公安委員会		
○警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施		二一

ページ

告 示

○宮城県告示第四百十六号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九條第二項の規定により、次の国土調査の成果を認証した。
平成三十一年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 調査を行った者の名称

柴田町

二 調査を行った時期

平成二十七年年度から平成二十九年年度まで

三 成果の名称

柴田町の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

柴田郡柴田町大字槻木字新葛岡、同字西葛岡、同字新田、同字新松崎、同字鏡田、同字洞ノ上

五 認証年月日

平成三十一年四月十二日

○宮城県告示第四百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九條第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一條第一号の規定により告示する。
平成三十一年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四二二一〇〇二五四	グループホームいちご 遠田郡美里町青生字中ノ橋一七三番地	共同生活援助	社会福祉法人みんなの輪	平成三十一年四月一日
○四一三一〇〇二六四	グループホームいちご 遠田郡美里町青生字中ノ橋一七三番地	短期入所	社会福祉法人みんなの輪	平成三十一年四月一日

○宮城県告示第四百十八号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十一年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成三十一年六月四日	石巻市 住吉・中里・井	午前十時三十分から午後二時三十分まで	石巻市蛇田公民館
同 六月五日	石巻市 桃生	午前十時三十分から午後二時三十分まで	石巻市桃生総合支所
同 六月七日	石巻市 蛇田・大街道	午前二時三十分から午後二時三十分まで	石巻市蛇田公民館
同 六月十日	石巻市 河 南	午前十時三十分から午後二時三十分まで	J A いしのまき河南低温農業倉庫（カントリーエレベーター隣り）
同 六月十一日	石巻市 河 南	午前十時三十分から午後二時三十分まで	J A いしのまき河南低温農業倉庫（カントリーエレベーター隣り）
同 六月十四日	石巻市 河 北	午前二時三十分から午後二時三十分まで	石巻市河北総合支所
同 六月十七日	石巻市 湊	午前十時三十分から午後二時三十分まで	石巻市社会福祉協議会災害復興支援課（旧みなと荘）
同 六月十八日	石巻市 牡 鹿	午後一時から午後三時三十分まで	石巻市牡鹿総合支所
同 六月十九日	石巻市 雄 勝	午前二時から午後二時まで	雄勝硯生産販売協同組合仮設工房（旧雄勝総合支所）
同 六月二十一日	石巻市 北 上	午前十一時から午後二時まで	石巻市にっこりサンパーク
同 六月二十四日	石巻市 石巻・門脇	午前二時三十分から午後二時三十分まで	石巻市石巻中央公民館
同 六月二十五日	石巻市 石巻・門脇	午前二時三十分から午後二時三十分まで	石巻市石巻中央公民館
同 六月二十六日	石巻市 渡波・萩浜	午前二時三十分から午後二時三十分まで	石巻市渡波公民館
同 六月二十八日	石巻市 田 代	午後一時三十分から午後二時三十分まで	宮城県漁業協同組合石巻地区支所田代浜出張所

○宮城県告示第四百十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成三十一年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農用地利用配分計画の概要
別冊のとおり
- 二 認可年月日
平成三十一年四月十九日

○宮城県告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所
気仙沼市波路上明戸一六二の八、一六二の九、一六二の一三
- 二 保安林として指定された目的
潮害の防備

- 三 解除の理由
指定理由の消滅

○宮城県告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十一年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除に係る保安林の所在場所
東松島市野蒜字洲崎七一（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び東松島市役所に備え

置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第四百二十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成三十一年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
石巻市(次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的
魚つき

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

石巻市(次の図に示す部分に限る。)

- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 四 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第四百二十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮城県松島町(次の図に示す部分に限る。)

- 二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。

- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び松島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第四百二十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十一年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮城県松島町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 二 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
宮城県松島町(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（水産林政部森林整備課）及び松島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百二十五号

大河原町から仙南広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類

仙南広域都市計画地区計画

2 名称

広表地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第四百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、石巻市稲井土地改良区の役員就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月十九日

宮城県東部地方振興事務所

所長 高 橋 剛 彦

一 就任した者

二 退任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十一年四月七日	阿部 太賀光	石巻市沼津字越田七十九番地	理事
平成三十一年四月七日	高橋 順一郎	石巻市真野字小山五十四番地	理事
平成三十一年四月七日	津田 義男	石巻市大瓜字鷺ノ巣百三十二番地二	理事
平成三十一年四月七日	阿部 昇二	石巻市北境字蒜沢五十番地	理事
平成三十一年四月七日	菊地 昭博	石巻市幸町六番十号	理事
平成三十一年四月七日	日野 伸章	石巻市高木字小西六十番地	理事
平成三十一年四月七日	高城 邦秀	石巻市水沼字寺内八十四番地一	理事
平成三十一年四月七日	茂木 嘉昭	石巻市大瓜字小福地十五番地	監事
平成三十一年四月七日	鈴木 至	石巻市沼津字山中六十八番地一	監事

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成三十一年四月六日	阿部 太賀光	石巻市沼津字越田七十九番地	理事
平成三十一年四月六日	中澤 清志	石巻市水沼字日向畑百三十六番地	理事
平成三十一年四月六日	鶴岡 章二	石巻市高木字寺前三十六番地	理事
平成三十一年四月六日	三浦 敏壽	石巻市真野字小島五十七番地	理事
平成三十一年四月六日	津田 義男	石巻市大瓜字鷺ノ巣百三十二番地二	理事
平成三十一年四月六日	阿部 昇二	石巻市北境字蒜沢五十番地	理事
平成三十一年四月六日	菊地 昭博	石巻市幸町六番十号	理事
平成三十一年四月六日	岡 孝信	石巻市真野字内原二百十番地	監事

公 告

平成三十一年四月六日

茂 木 嘉 昭

石巻市大瓜字小福地十五番地

監 事

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成三十一年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成三十一年度震災復興広報強化業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 震災復興・企画部震災復興推進課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成三十一年三月二十九日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 株式会社河北アド・センター 仙台市青葉区五橋一丁目二番二十八号

五 契約金額 三千七百八十三万二千四百円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。
平成三十一年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び予定数量

(一) 調達案件 平成三十一年度森林病虫害等防除「伐倒駆除（仙台管内）」業務委託（単価契約）
(二) 予定数量 入札説明書及び仕様書による。

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成三十二年三月十三日まで

4 履行場所 宮城県仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・岩沼市・富谷市・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町及び大衡村に存する県所管森林

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

3 2以外の者で開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてはその者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二十条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているときと認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 過去三か年度以内に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した当該業務と同様の業務を履行した実績を有するものであること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三三三三）へ平成三十一年四月二十五日（木）午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願いを提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県水産林政部森林整備課森林育成班（担当 工藤 卓 電話〇二二二二一三三三三）

3 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札参加資格確認申請期限

平成三十一年五月八日（水）午後五時まで

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成三十一年五月十三日（月）午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十一年五月十四日（火）午後一時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階水産林政部森林整備課

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

- 8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。
- 9 詳細は入札説明書による。
- 七 概要

Summary

- 1 Nature of Service(s) : Extermination and Prevention Service of Tree Pests and Disease during Fiscal Year 2019 (Tree Felling and Extermination within Sendai Regional Promotion Office Jurisdiction) (Unit Price Contract)
- 2 Contract Period : From contract settlement to March 13, 2020
- 3 Bid Submission Deadline : May 13, 2019, 5 : 00 p.m.
- 4 Place and Time of Bid Selection : May 14, 2019, 1 : 00 p.m.
Forest Development Division, Miyagi Prefectural Government Building, 12th Floor
- 5 Contact Information : Masaru Kudo, Forest Cultivation Section, Forest Development Division, Fisheries Forestry Department
Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-2921
- 6 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十一年四月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び予定数量
- (一) 調達案件 平成三十一年度森林病虫害等防除〔伐倒駆除(東部管内)〕業務委託(単価契約)
- (二) 予定数量 入札説明書及び仕様書による。
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結の日から平成三十二年三月十三日まで
- 4 履行場所 宮城県石巻市・東松島市・女川町に存する県所管森林
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項等
- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であることを。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者であること。

- 3 2以外の者で開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

4 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

5 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

7 公告の日から開札の日までの間、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 過去三か年度以内に、国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体が発注した当該業務と同様の業務を履行した実績を有するものであること。

三 入札参加資格申請場所及び提出期限

宮城県の物品調達に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三三)へ平成三十一年四月二十五日(木)午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願いを提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県水産林政部森林整備課森林育成班(担当 工藤 卓 電話〇二二二二二一三三三三)

3 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札参加資格確認申請期限

平成三十一年五月八日(水)午後五時まで

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成三十一年五月十三日(月)午後五時まで

(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送により入札書を提出する場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便にて到達すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

6 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成三十一年五月十四日(火)午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政庁舎十二階水産林政部森林整備課

五 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条、第九十八条、第九十三条及び第九十四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加えた金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は入札説明書による。

七 概要

Summary
 1 Nature of Service(s) : Extermination and Prevention Service of Tree Pests and Disease during Fiscal Year 2019 (Tree Felling and Extermination within Tobu Regional Promotion Office Jurisdiction) (Unit Price Contract)
 2 Contract Period : From contract settlement to March 13, 2020
 3 Bid Submission Deadline : May 13, 2019, 5 : 00 pm.
 4 Place and Time of Bid Selection : May 14, 2019, 10 : 00 am.
 Forest Development Division, Miyagi Prefectural Government Building, 12th Floor
 5 Contact Information : Masaru Kudo, Forest Cultivation Section, Forest Development Division, Fisheries Forestry Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022211-2921
 6 Language and Currency Used for Contract : Japanese and Japanese yen only

監 査 委 員

○宮城県監査委員告示第9号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定に基づき公表する。
 平成31年4月19日

- | | | | |
|---|----------------|---------|-----------|
| 1 | 監査委員から知事へ報告した日 | 宮城県監査委員 | 中 島 源 陽 |
| 2 | 知事から通知の日 | 宮城県監査委員 | す ぞ う |
| 3 | 措置の内容 | 宮城県監査委員 | 石 森 建 二 |
| | | 宮城県監査委員 | 成 田 由 加 里 |
- 平成30年度行政監査の意見に対する措置状況
 「内部統制について」

項目名	監査委員の意見	措置状況
第1 内部統制システムの導入の経緯と運用状況等について	1 内部統制の重要性の職員への意識付け等について	
	現在の会計事務における内部統制システムに対して、平成29年度内部統制システム実施結果報告書では、各所属の内部統制に関する意識の醸成や認識は進んでいるものの、昨年度に比べミスの増加や一部の取組で達成率の低下が見られることから、改めて内部統制システムの趣旨を職員に浸透させ、取組の徹底を図る必要があると分析している。 職員に対する内部統制の意識啓発の必要性については、いくつかの所属において、会計事務に関するリスク回避策の改善項目にも挙げられており、職員の間には、未だにその実施目的を良く理解せず、やらされ感を持ちながらルーチン的に実施している様子が見てとれる。その理由としては、当該システムの必要性や自らに対するメッセージが十分に届いていないことが考えられる。 そのため、業務フローを理解の上、業務遂行上のリスクポイントを事前に洗い出し、見える化する内部統制は、リスクから職員を守り、自分の仕事の的確であるという安心感を持たせ、手戻り無く仕事を進めるためにも必要であることを改めて職員に浸透させることが肝要である。 また、例えば、支出担当者にとっては単に多くの1件の支払遅延であっても、それが給与や報酬等の生活給だった場合、相手にとって影響が極めて大きいことにも思いを至らせるように、誤	御指摘のとおり、内部統制の趣旨や職員に対するメッセージが職員に十分に浸透しておらず、それが平成29年度実施結果におけるミスの増加や一部の取組の達成率の低下に繋がった一因であると考えられる。 現在、毎年4月に会計指導検査室が開催している「本庁庶務担当班長研修会」「地方出納員研修会」において、内部統制の趣旨やメッセージについて説明しているが、これらをより強調するなど、研修内容の充実に向けていくともな、各所属における職場会議で職員一人ひとりに浸透するよう働きかけていきたい。 今後、地方自治法改正に伴う新たな内部統制制度の説明会を各所属に対し行うこととなるが、その際に改めて内部統制の趣旨やメッセージを説明していくとともに、誤りのない会計事務の重要性についても説明していきたい。

<p>2 内部統制のための組織上の連携等について</p>	<p>平成11年度から導入されたグループ制は、職員数の削減で、職員一人ひとりの役割が増す中、「はんこ行政」とも称された議制の弊害の軽減も目指したもので、起案文書を担当者から直ちに班長に回すケースが多く見受けられる。しかし、その結果、班長以外の課長補佐や主幹、主任主査といった中堅職員において、同一班</p>	<p>内部統制は、所属職員全員が当事者意識を持ち、それぞれの業務のリスクポイントと回避策について日常的に意識しながら業務を行うことが重要である。このことについては、今後とも内部統制システム推進会議・同幹事会において各部署に伝えるとともに、出納局主催の各研修会等の機会に説明を重ね、全庁的に認識されるよう努めたい。</p>	<p>さらに、地方自治法の改正に伴い、内部統制に対する県民等の期待も高まること予想されることから、職員の内部統制に関する知識の修得や意識向上を図るため、階層別研修への内部統制に関するカリキュラムの導入も検討された。</p> <p>職員の内部統制に関する基礎知識の修得と意識向上を図るため、平成31年度からは主査級研修及び主任主査級研修において、新たに内部統制に関するカリキュラムを導入する方向で検討している。</p> <p>グループ制に関する要綱を一部改正し、平成31年度から、サブリーダー（副班長）についてグループリーダー（班長）と同様に知事発令とし、組織における位置づけを明確にするとともに、サブリーダー（副班長）の配置を一般化することによって、職員の班運営能力・資質と経験値を向上させる機会を増やし、併せて班内業務</p>
<p>3 内部統制への深化等について</p>	<p>現在の会計事務における内部統制実施計画においては、中間と最終の年2回、リスク回避実践チェックシートを活用し各々実践状況を確認しているが、一部所属においては、当該チェックシート</p>	<p>でありながら他の班員の業務内容を把握できず、行政組織規則で求められている職階に応じた役割と職責が十分果たされず、グループ制の前提でもある職員の能力向上を阻害している側面もある。</p> <p>事務処理ミスの抑制のため、これら中堅職員による指導助言とチェックの強化は不可欠であり、後輩職員への指導助言等は、今後、班長として班業務のマネジメントで活躍する中堅職員がOJTを通じて指導助言力を身に付け、内部統制を通じて行政事務に精通することにより、本人のキャリアアップ並びに県庁の組織力の強化に繋がるものと考ええる。</p>	<p>また、所属内での事業担当と庶務担当による連携不足から支払遅延等の会計事務処理のミスも多数発生している。情報の伝達や認識の共有化は、内部統制の基本的要素であることから、所属内での担当者間の積極的な声掛けをはじめ、部下による「報・連・相（報告・連絡・相談）」の徹底と、上司による報・連・相に対する「お・ひ・た・し（お：怒らない、ひ：否定しない、た：助ける、困り事があれば）、し：指示する）」の実践により上下関係の連携を密にし、組織の活性化と風通しの良い職場つくりを努められた。</p>
<p>宮城県内部統制行動計画（会計事務編）実施要領で定める様式2-1（どの業務においても共通して発生するリスクについて回避するために各所属が実践する項目のチェックシート）の中に「共2職員間のコミュニケーション不足と職場（執務）環境不備」という項目があり、各所属が取組を行っているところである。当該チェックシートの実践状況については、ほとんどの所属で「実施」の評価となっているが、所属内の連携不足を原因とするミスが発生していることから、研修等を通じて取組の徹底を働きかけたい。</p>	<p>リスク回避実践チェックシートを応用し、事務処理内容に応じた独自のチェックシートを作成するという取組は、ミス回避のために各所属が実践できる好事例であると考えられるので、出納局主催の</p>	<p>のダブルチェック及び協働による業務マネジメント体制を確立することで、班の機能向上を図ることとしている。</p>	<p>宮城県内部統制行動計画（会計事務編）実施要領で定める様式2-1（どの業務においても共通して発生するリスクについて回避するために各所属が実践する項目のチェックシート）の中に「共2職員間のコミュニケーション不足と職場（執務）環境不備」という項目があり、各所属が取組を行っているところである。当該チェックシートの実践状況については、ほとんどの所属で「実施」の評価となっているが、所属内の連携不足を原因とするミスが発生していることから、研修等を通じて取組の徹底を働きかけたい。</p>

<p>をさらに所属の具体的な事務処理内容に応用し、事務処理の都度、チェックシートでチェックすることにより、ミスの回避に努めている。</p> <p>まずは、各所属において、主な業務フローを再確認し、要綱・要領だけに止まっているものにおいて、その中に潜むリスクポイントを明らかにしながら、フロー図に組み入れるなど、事務処理内容に忠じた独自のチェックシートを作成してミスの回避に努め、現行の内部統制の取組を深化させながら、事務処理ミスの減少及び回避に努められたい。</p>	<p>また、監査委員による定期監査や出納局による会計指導検査で指摘された不適切事務の中に自らの所属でも同じ業務がある場合は、他人事とせず、発生する可能性の高いリスクと認識し、他所属で実践している回避策を参考にしながら、事務処理ミスの回避に努められたい。</p>	<p>平成30年度事務局監査において確認された不適切な事務の発生原因の中には、期限が差し迫り慌てたことによる単純な数字の入力誤りや単備の適用誤り等、複数人での読み合わせや確認をすれば防止できるようなケアレスミスが全体の約7割と多いことから、計画性を持ち、協力しながら事務処理に取り組みられることを期待する。</p>	<p>研修会等で紹介し、全庁的に広めたい。</p> <p>現在も内部統制システム実施結果報告書の中で各所属のミス事例とその改善策や各所属で工夫している事例について紹介している。今後とも更にミス事例と回避策について積極的に各所属に情報発信していきたい。</p>	<p>職員の間で伴う内部統制としての引継については、平成31年3月4日付け通知「平成31年4月1日付け人事異動に伴う「会計事務」に関する内部統制」の円滑な事務の実施について」の中で、全所属に対し注意喚起した。</p> <p>また、様式2-1の中でのチェックポイントに「〔7〕部下職員の事務引継書を共有し、その内容を把握・理解しているか」という項目があるが、実践状況は他の項目と比べてやや低いので、取組を徹底するよう研修等を通じて働きかけていきたい。</p> <p>さらに、平成31年度への事務引き継ぎにあたっては、引継書に記載すべきポイントを示した上、担当者間のみならず、上司等とも情報共有し、組織的な対応を図るよう全所属に対して徹底を求めたい。</p>
<p>第2 会計 事務の適 正な執行 等について</p>	<p>1 会計 事務の 研修等 について</p>	<p>出納局では、これまで、地方公所の出納員や本庁及び地方公所の会計職員を対象とした研修等を実施し、職員の会計事務に関する知識の習得や適正な会計事務処理の指導等に尽力しているものの、依然として多数のミスが発生している。ミスの発生状況に鑑み、これらミスの減少及び回避に繋がるような実効性のある研修内容を検討の上、一層の研修の充実を図ることを期待する。</p>	<p>会計事務で発生しているミスのほとんどは、初歩的なものであることから、会計事務のリスク管理の重要性について意識を向上させ、組織的なチェック機能をより高めていく必要がある。</p> <p>このため、これまで地方出納員にのみ配布していたeラーニングテキストを次席の出納員まで拡大するなど、組織的なチェック体制の構築が進むよう研修の方法や内容の充実に向け検討を進めていきたい。</p>	
<p>第2 会計 事務の適 正な執行 等について</p>	<p>1 会計 事務の 研修等 について</p>	<p>出納局では、これまで、地方公所の出納員や本庁及び地方公所の会計職員を対象とした研修等を実施し、職員の会計事務に関する知識の習得や適正な会計事務処理の指導等に尽力しているものの、依然として多数のミスが発生している。ミスの発生状況に鑑み、これらミスの減少及び回避に繋がるような実効性のある研修内容を検討の上、一層の研修の充実を図ることを期待する。</p>	<p>さらには、職員の異動に当たっては、これまで担当してきた業務が過不足なく、確実に引き継がれる必要がある。その際は、リスクがどこにあるのかを見える化し、ミス発生の危険性が高いことや、どうやってそのミスを回避すべきか等も含め、内部統制としてしっかりと引き継ぐとともに、それを担当者同士の引継に止めることなく、上司も必ずその内容を共有し、事務処理も担当者任せにせず、適宜、適切な指導助言及び進行管理に努め、組織全体でリスクの認識と回避に臨む体制の構築を期待する。</p>	
<p>第2 会計 事務の適 正な執行 等について</p>	<p>1 会計 事務の 研修等 について</p>	<p>出納局では、これまで、地方公所の出納員や本庁及び地方公所の会計職員を対象とした研修等を実施し、職員の会計事務に関する知識の習得や適正な会計事務処理の指導等に尽力しているものの、依然として多数のミスが発生している。ミスの発生状況に鑑み、これらミスの減少及び回避に繋がるような実効性のある研修内容を検討の上、一層の研修の充実を図ることを期待する。</p>	<p>さらには、職員の異動に当たっては、これまで担当してきた業務が過不足なく、確実に引き継がれる必要がある。その際は、リスクがどこにあるのかを見える化し、ミス発生の危険性が高いことや、どうやってそのミスを回避すべきか等も含め、内部統制としてしっかりと引き継ぐとともに、それを担当者同士の引継に止めることなく、上司も必ずその内容を共有し、事務処理も担当者任せにせず、適宜、適切な指導助言及び進行管理に努め、組織全体でリスクの認識と回避に臨む体制の構築を期待する。</p>	

<p>チェックを挙げている。しかし、会計事務所に精通した経験豊富な職員のいない所属では、複数によるチェックに努めていても、知識や経験不足による見落とし等も懸念されることから、こうした所属でも、チェックポイントを容易に理解し、間違えずスムーズに会計事務処理ができて体制の構築と、多岐にわたる会計事務に関する職員全体の知識の底上げにも努められたい。</p>	<p>方公所における自律的なチェック体制の構築を促してきているところであるが、改めてこれらの周知徹底やセルフチェックシートによるセルフチェック実施の浸透を図っていききたい。</p> <p>さらに、各種研修会においても、会計事務指導検査での指摘事項を踏まえたチェックポイントの解説を行うなど、チェックポイントの理解とチェック体制の構築を促していき、職員全体の知識が底上げされるよう研修内容の充実に向け検討を進めていききたい。</p>
<p>2 会計事務の効率化等について</p> <p>出納局では、日々の各所属から寄せられる会計事務に関する相談や照会、要望等を十分に踏まえ、会計事務の効率化や負担軽減を図るため、財務関係規程の改正や見直しに努めており、平成30年4月1日には、支出負担行為兼支出命令決議書や修繕等伝票の適用範囲の拡大、履行延期特約承認での条件付きでの協議省略など、合わせて7項目の見直しを行っている。</p> <p>今後も引き続き、職員が負担に感じている点などを把握し、会計事務の効率化や簡略化、職員の負担軽減に向けた改善等に努められたい。</p>	<p>事務量の増加や業務内容が複雑・多様化している会計職員の事務負担を軽減しミスの発生防止に資するため、会計関係諸規程の改正や運用の見直しを行うことにより、会計事務の簡素化・効率化を図ってきたところである。</p> <p>今後も改正による効果や会計事務の効率化の要望についてアンケート調査を実施するなど、改正効果の検証や会計事務に関する要望・課題の把握に努め、引き続き促進と更なる事務の効率化、事務負担の軽減に向けた改善について検討を進めていききたい。</p>
<p>3 会計事務に関する情報等の十分な活用について</p> <p>出納局では、地方公所の出納員や本庁及び地方公所の会計職員向けに、知識の習得や適正な事務処理のための「審査事務の手引き」や「会計事務の手引き」をはじめ、間違いややすい事例や事務処理上の注意点をわかりやすくタイムリーに周知する「ニュースレター」を発行している。</p>	<p>会計事務の適正な執行を促進するため、会計職員の業務内容に応じた各種手引きや具体の事例に即した質疑応答の整備のほか、事務処理の取扱いを周知するための各種通知・研修会資料及び会計事務に関する様々な情報を提供するためニュースレターの発行等を行っている。</p>
<p>平成30年1月に創刊100号を迎えた「ニュースレター」は、その内容も多岐にわたるが、参考にすべき情報の宝庫ではあるものの、初めて会計事務を担当する職員にとつては、欲しい情報がたどり着くまでにかかりの時間を要する場面もあったことから、平成29年度において、掲載情報を探しやすくするための検索機能を追加する改善を行った。</p> <p>各種手引きをはじめ、会計事務のために必要とされる豊富な情報が十分に活用されるよう、今後も、さらなる利便性の向上に努められたい。</p>	<p>また、これらの資料を庁内イントラネットや職員ポータルに掲載し、検索機能を追加するなど、実務に活用しやすいよう情報提供の方法についても改善を進めているところである。</p> <p>会計事務を適正に執行するために必要な知識は多岐にわたるが、資料も膨大となることから、必要な情報を迅速に探すことができない、一層の利便性向上が図られるよう引き続き情報提供機能の充実・強化に取り組んでいきたい。</p>
<p>1 財務事務に関する内部統制システムの導入について</p> <p>今般の地方自治法の改正により、平成32年度から、内部統制の対象が財務事務にまで拡大され、毎会計年度、監査委員が審査し意見を付した内部統制評価報告書に議会に提出することが義務付けられた。</p> <p>これにより、本県がこれまで独自に取り組んで来た会計事務（収入、支出、契約、その他）の内部統制に、予算、決算及び財産が加わり、財務事務全般を対象にした内部統制へと拡大され、予算執行上、各担当が分担している予算配当・令達、設計、入札、契約、施工、検査、請求、支払等の一連の事務がすべてリスク管理の対象になる。</p> <p>県政は、各担当それぞれが役割を果たし、それをつなぐ一連の事務で成り立っている。一連の事務を適切に完了するためには、各担当が所掌する事務を処理するだけに止まらず、各担当同士で相</p>	<p>3 財務事務の適正な執行等について</p> <p>様式2-1の中に「共2 職員間のコミュニケーション不足と職場（勤務）環境不備」という項目があり、各所属が取組を行っているところである。当該チェックポイントの実践状況については、ほとんどの所属で「実施」の評価となっているが、所属内の連携不足を原因とするミスが発生していることから、研修等を通じて取組の徹底を働きかけていきたい。</p>

<p>互に連携を密にして、リスクを回避する必要がある。</p>	<p>内部統制が十分に機能していれば回避できたと思われるミス事例が発生していることから、ミス事例とその回避策について各所属に情報提供し、更に全庁的に内部統制の趣旨やメリットを説明して理解を得ながら、しっかりと取り組んでいきたい。</p>	<p>2 内部統制が機能していない事例等について</p> <p>被災地域の将来にとって重要な復興事業において、施工上のミスが続いた。 気仙沼市の内湾地区で住民と合意した防潮堤高に設計変更の情報共有が徹底されずに誤った施工が行われ、また、南三陸町でも住民と合意した防潮堤の位置の確認が十分なままに設計を行い、施工開始時に住民から指摘されるという事態が発生した。 これらはいずれも県と住民が相互に真摯な協議を積み重ねて合意に至った事案であり、膨大な事業を抱えて多忙な中、合意内容とその重味の共有が関係者間で不十分であったと言え、県は住民の意見を軽視しているのではないかと誤解を生じさせた。集中復興期間の期限が迫り、ますます手戻りが許されなくなる中、繰り返し返されてはならない。 両事案とも、例えば、担当者に止まらない上司を交えた組織単位での引継や関係者間の定期的な進捗管理と課題整理等での内部統制が十分に機能していれば防げた可能性もあった。 他にも、県全体では、工事委託契約での支出手続きの失念による遅延利息の発生、人礼公告事務での入力ミスや積算誤り等の執行者側に起因する入札中止など、内部統制が機能していれば回避できた事案が多数発生していることから、財務全般においても、しっかりと内部統制に取り組んでいきたい。</p>	<p>また、例えば、各種許認可申請書類收受の取扱いにおいて、規程と現状に乖離が見られ、実際の対応も各所属で統一が見られていないなど、処理の失念や遅延等のミス発生の要因ともなり得ることから、人的対応のみならず、制度や規程の見直し等も併せて検討されたい。</p> <p>さらに、許認可事務における公印の無断使用、学校徴収金の私費会計における私的流用など、悪質な不正事案も発生している。不正が起きる原因には、「不正の動機、不正の機会、理由の正当化」の三要素があると言われ、組織運営における内部統制は、特に、その不正の機会を低減する機能が期待される。</p> <p>現行システムにおいて、様式2-2（業4）のチェックポイント等、不正の機会を低減するための項目を設けており、不正の機会を低減する機能は備えられていると考えている。当該チェックポイントの実践状況については、ほとんどの所属で「実施」の評価となっているが、実際に不正事案が発生したことから、特に取組を徹底するよう研修等を通じて働きかけていきたい。</p>
<p>3 内部統制の推進体制について</p>	<p>内部統制システムが地方自治法に規定する財務事務全般に拡大されることから、現在、総務部行政経営推進課が中心となり、関係課によるワーキンググループを設置し、各々の事務処理におけるリスクポイントの洗い出しや分類を行い、チェックシート等を作成中である。</p> <p>また、内部統制に関する方針の策定の実務を補助し、内部統制体制の整備及び運用を全庁的に推進する推進部局と、内部統制評価報告書を作成するための評価部局の設置が求められ、現在、担当する部局を検討中である。</p>	<p>地方自治法の一部改正に伴う新たな内部統制システムについては、平成30年度は6回ワーキンググループ会議を開催して検討した。検討結果と全庁意見照会での意見に基づき、宮城県内部統制基本方針、宮城県内部統制システム推進要綱、宮城県内部統制行動計画を改正する予定である。</p> <p>全国に先駆けて取り組んできた本県として、引き続き知事を議長とする内部統制システム推進会議により全庁一丸となって内部統制を推進する体制を構築するとともに、推進部局と評価部局を分離し、両者の間に一定の牽制関係を発生させ、制度の安定的運用と緊</p>	

<p>本県の内部統制がさらに効果的なものとなるよう、全庁的な議論により、しっかりととした仕組みが構築されることを期待する。</p> <p>特に、内部統制システムが適切に機能しているか、発生したミスの概要を把握の上、全庁で共有し、その理由を分析し、リスクポイントの洗い出しや再発防止のためのシステムの見直しにつなげる視点が重要である。監査委員としても、今回の内部統制のための全庁的な体制の整備に参画し、過去の監査結果の提供等の協力をしていくこととしている。</p> <p>また、既存の会計事務における内部統制システムと比較して、職員の更なる負担増にならないよう、発生したミスの把握と分析を踏まえて、チェック項目を重点化したリ、内容も分かりやすいものにするなど工夫され、また、やらされ感やルーチ的な取り組みにならないよう、その有効性や必要性が職員に十分に理解された上で、しっかりと取り組まれることを期待する。</p>	<p>張感を持った取組展開を図ることとしている。</p> <p>内部統制を適切に機能させるため、発生したミスを分析・回避策を検討し、その情報を全庁で共有して再発防止につなげる視点が重要であることを鑑み、新制度の検討に繋げていきたい。</p> <p>チェック項目等については、職員の負担をできるだけ軽減するよう、現行の内部統制システムの仕組みを基本的に踏襲しつつ、チェックの内容を分かりやすいものにするなど一部項目の見直しを行う予定である。</p> <p>また、内部統制の趣旨やメリットを説明し、職員一人ひとりに浸透させられるよう取り組んでいきたい。</p>	<p>も、職員の会計事務に関するミスが回避され、適切な事務処理の一助になるよう、既存システムの機能の改善や向上について検討されたい。</p> <p>また、システム操作研修を実施しても、内容や取扱いが複雑過ぎるため一向にミスが減少しない場合は、当該システムに人が関わらない操作できるシステムへの改良等についても積極的に検討されたい。</p> <p>システム操作研修については、受講者アンケートによる要望等を参考にしつつ、受講対象者や業務目的等に依り、誰にでも分かりやすく、かつ、すぐに役立つ研修となるよう、研修資料や研修カリキュラム等を工夫しながら効果的な実施に努めている。また、システム機能の簡略化については、エラーチェック機能の強化や操作性向上等の使い勝手に配慮し、今後も計画的に改善を図っていきたい。</p>	<p>平成35年度からの稼働を予定している基幹業務システムの導入を踏まえながら、今後も誤処理及び処理遅延防止や事務負担軽減等に資する機能改善が図られるよう努めたい。</p> <p>システム操作研修については、受講者アンケートによる要望等を参考にしつつ、受講対象者や業務目的等に依り、誰にでも分かりやすく、かつ、すぐに役立つ研修となるよう、研修資料や研修カリキュラム等を工夫しながら効果的な実施に努めている。また、システム機能の簡略化については、エラーチェック機能の強化や操作性向上等の使い勝手に配慮し、今後も計画的に改善を図っていきたい。</p> <p>公会計業務については、平成35年度からの稼働を予定している基幹業務システムにおいて、作業の平準化及び省力化等を図るための日々仕訳方式を導入する方向で具体の検討を進めている。</p> <p>それまでの間は、国から提供を受けている標準ソフト及びExcelベースでの果独自ソフトによる期末一括仕訳方式を継続していくこととなるが、毎年の作業によりノウハウを蓄積し、課題等を踏まえて更なる工夫を図りながら、事務負担の軽減等に努めたい。</p>
<p>第4 他</p>	<p>1 財務 ・会計 システムについて</p> <p>平成20年度から財務総合管理システムの全業務の運用を開始して以来、これまでも使いやすしいシステムにするため機能改善が随時なされている。平成29年度において、地方自治法で原則禁止されている歳出予算の「各項の間」の流用を誤って行った事案を受け、その後、エラーメッセージにより、同様のミスを回避する新たな機能が速やかに追加された。今後と</p>	<p>財務総合管理システムの機能改善については、各執行機関からの要望等を取り、まとめ、機器更新時期及び費用対効果等にも配慮しながら、必要な予算を確保し計画的に実施している。また、平成29年度における項間流用の誤処理防止への対応のように、突発的に機能改善が必要となった場合は、システム保守業務において確保している年間保守工数を活用し、適時機</p>	<p>平成30年度から働き方改革を推進する担当班を設置し、生産性向上策の一つとして、議事録作成支援システムやWeb会議システムなどICTを活用した業務負担軽減</p>
<p>2 ICT や民間 ノウハウ の活用</p>	<p>会計事務に精通した専門的職員の配置や地方における出納専門機関の復活を望む意見も一部にはあるが、本県がこれまでに取り組んで来た行政改革の経緯等から困難</p>	<p>また、職員がこれまでに取り組んで来た行政改革の経緯等から困難</p>	<p>また、職員がこれまでに取り組んで来た行政改革の経緯等から困難</p>

<p>ついで</p>	<p>と言わざるを得ない。昨今の働き方改革を踏まえ、職員の業務負担軽減や作業効率の向上を図る観点からも、ICTの積極的な活用や大数的な都道府県で導入している定型的な庶務事務を集约した(仮称)総務事務センター(人事・給与・旅費・福利厚生等の庶務業務について、庶務事務システム等を使用して発生源入力を行い、審査確認等の担当部局を集約し、各部局の庶務担当者の業務を削減する機能)の設置、さらには民間の持つ内部統制に関するノウハウの活用についても検討された。</p>	<p>減や作業効率化の検討を進めている。また、(仮称)総務事務センターの設置による定型的業務の集约化については、震災の影響により取組を中断していたが、平成30年度に再開しており、主要な関係課との勉強会等においてセンターが担う役割など、設置に向けた検討を行っている。なお、現行の内部統制システムの制度検討の際、自治体として静岡市の取組はあったものの参考とできる民間の取組事例はあまりなかった。今後の制度見直しの過程で参考となる民間ノウハウがあれば活用を検討したい。</p>
<p>3 内部統制の今後の展開について</p>	<p>現在の内部統制は、ミスを未然に防止することが主眼になっている。リスクポイントの洗い出しによる未然防止に加え、万が一ミスが発生してしまった場合、どのように対応して被害を最小限に食い止め、収束させるかについての検討も求められる。また、内部統制のリスクの事前回避の考え方やモニタリングとPDCAサイクルによる業務品質確保の仕組みは、会計事務や財務事務に限るものではなく、危機対応や許認可等、県政に関わる業務全般に応用できるものである。この考えを管理・監督者を中心とする職員に周知し、県庁全体により一層浸透させることで、県政の品質向上に努められたい。</p>	<p>本県の内部統制システムは、各リスクとその対応策をチェックリスト化し、担当者が中間評価・年間評価時にチェックすることでリスク回避策を認識し未然防止を図ることが主眼となっている。ミス発生後の収束策については、リスクマネジメントの一環として行われるものと認識しているが、内部統制の趣旨を理解の上、リスクマネジメントが行われることが望ましいものと考えている。内部統制の考え方が県政に関わる業務全般に応用できるという考えについては、各種会議や研修等において内部統制の趣旨を説明する機会を設け、浸透させていきたい。</p>

○宮城県監査委員告示第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

平成31年4月19日

宮城県監査委員 中 島 源 陽
宮城県監査委員 す じ ょ う 哲
宮城県監査委員 石 森 建 二
宮城県監査委員 宮 城 県 監 査 委 員 成 田 由 加 里

記

- 1 監査委員の報告日
平成31年2月19日
- 2 通知のあった日
平成31年3月25日
- 3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 大河原県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 82,688,093円

過年度分 228,044,804円

合 計 310,732,897円

・平成28年度収入未済額

現年度分 91,817,669円

過年度分 256,604,362円

合 計 348,422,031円

ロ 措置の内容

「平成30年度県税事務運営」及び「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき「平成30年度大河原県税事務所運営方針」を策定し、年度未収入未済額について、個人県民税については前年度比7%以上縮減、その他の税目については前年度比6%以上縮減を数値目標とし税収確保

堺 公 城 回

<p>に努めている。</p> <p>＜個人県民税の対応＞</p> <p>例年行っている共同催告、共同徴収、特別徴収未実施事業所への共同勧奨等を市町と連携して実施したほか、県町合同捜索を1件実施し完納に結びつけた。</p> <p>また、地方税法第48条による直接徴収を12件引き受け、2月末時点で4件が完納に結びついている。</p> <p>さらに、県税還付金の情報提供、滞納整理技法向上のための研修会開催等、市町を支援した。</p> <p>＜その他の税目の対応＞</p> <p>高額・長期滞納事案（滞納繰越分）の19件については、事案検討会により処理方針を立て滞納整理を行った結果、2月末時点で5件が完納しており、このうち長期滞納案件だった1件については、不動産公売を実施したものである。その他、分納している者については、履行催告を定期的に行い、収入未済額の縮減を図っている。</p> <p>また、訪宅の際には、自動車の有無や外観による生活状況の調査を行い、各種財産調査等の結果も踏まえて滞納整理方法を検討し、各滞納者の実態に応じた対応を行っている。</p> <p>滞納処分に当たっては、自動車差押、預貯金の差押のほか、県町合同捜索により差押した動産については市町合同インターネット公売に出品した。自動車差押後も滞納が続く者については、積極的にタイヤロックを行い完納に結びつけている。</p> <p>なお、資力のない滞納者については、納税の猶子や滞納処分執行停止を行い適切な債権管理に努めた。</p> <p>(2) 仙台南県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度収入未済額 現年度分 149,735,100円 過年度分 206,010,506円 合 計 355,745,606円 ・平成28年度収入未済額 現年度分 109,937,942円 過年度分 234,400,200円 	<p>合 計 344,338,142円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>収入未済額の縮減については、平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成30年度県税事務運営」に基づき、次のとおり徴収確保に努めた。</p> <p>個人県民税については、仙台南地方住民税徴収確保対策会議等を通じて、管内市町との連携強化を図りながら、県税事務所職員の市町徴税吏員併任制度による訪問催告や捜索・差押などを共同で実施したほか、あらたに市町相互併任制度を導入し、県及び市町間の協働活動を通じて、収入未済額の縮減に努めた。</p> <p>また、個人県民税以外の税目については、前年より収入未済額が増加したものの、初動・調査チームと処分チームが連携し徹底した財産調査に基づき、預貯金等の差押などの滞納整理を実施した。</p> <p>さらに、昨年度に引き続き、地域版の合同公売会を管内市町と協働で開催し、収入未済額の縮減に努めたほか、滞納処分の実情を広く住民に周知することで納税意識の醸成に寄与した。</p> <p>(3) 塩釜県税事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。</p> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度収入未済額 現年度分 90,952,872円 過年度分 141,646,604円 合 計 232,599,476円 ・平成28年度収入未済額 現年度分 103,792,378円 過年度分 156,863,296円 合 計 260,655,674円 <p>ロ 措置の内容</p> <p>県税収入未済額の縮減に当たっては、「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成30年度県税事務運営」及び「県税事務運営に関する基本方針について」に基づき様々な滞納整理に取り組んだ。</p> <p>個人県民税に係る市町支援については、共同催告をはじめ、滞納処分研修会の開催及び県税</p>
--	---

報 告 書 公 報 報 告 書

還付金の差押など従来の取り組みを推進するとともに、一層の支援強化を目的として、県職員
の市町職員への併任発令について、管内市町と協議し、来年度の実施に道筋をつけた。

また、個人県民税以外の税目については、「新たな滞納を増やさないこと」を目標に、滞納
件数の多い自動車税を中心に督促状発布直後から自宅訪問を行い、早期の催告に取り組みと
ともに、長期に至らない滞納であっても常習している滞納者には直ちに債権等の差し押さえを行
い、納期内納税者との公平性を保つよう努めた。さらに、納税資力が乏しい者には、処分停止
等の措置を講じるなど納税者の生活状況に則した対応を行った。なお、これらの取り組みに当
たっては、地元税務署、管内市町との3税協力体制のもと、相互に連携を深め滞納者の情報共
有を図り、効果的・効率的な滞納整理に結びつけた。

このほか、自動車税納期内納付キャンペーンに当たっては、地元FIM局を通じた呼びかけ
を行うとともに、直接訪問して納付を依頼する大口の企業を増やすなど対応を強化した。

(4) 塩釜県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対
策を講じられた。

(内容)

(イ) 法人事業税及び不動産取得税の課税免除において、決裁を受けずに処理をしたもの。

・件数 6件
・税額 21,167,000円

(ロ) 法人事業税の課税免除において、事務を懈怠した結果、還付加算金が発生し県に損害を
与えたもの。

・件数 3件
・税額 7,505,800円
・還付加算金額 164,400円

ロ 措置の内容

不適切な事務処理については、職員の不安定となった精神状態に起因するものであったが、
組織として職員の状況把握や適切な書類管理がなされていなかったものと認識している。

そのため、これまで以上に職員とのコミュニケーションを図りながら、明るい職場づくりと
風通しがよく、何でも相談できる組織となるよう努めている。また、所内会議等を通じ、内部
統制の意識高揚や業務に対する使命感の重要性を職員に伝え、浸透を図っている。

事務処理の改善では、新たに免除申請書の「受付整理簿」を備え付け、書類管理の徹底を図

るとともに、税務システムのネットワーク上の共有フォルダに「課税免除進行管理票」を整備
し、担当以外の職員が、常に課税免除の処理状況をリアルタイムに共有できる体制を構築した
ことにより、再発防止を徹底した。

(5) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適
切な徴収対策を講じ、収税の確保に努められた。

(内容)

・平成29年度収入未済額
現年度分 96,302,860円
過年度分 197,283,670円
合 計 293,586,530円
・平成28年度収入未済額
現年度分 95,454,651円
過年度分 279,893,039円
合 計 375,347,690円

ロ 措置の内容

収入未済額の縮減対策については、平成28年3月に作成された「県税滞納額縮減対策3か年
計画」及び「平成30年度県税事務運営」に基づき計画的に行い、次のとおり収税確保に努めた。
個人県民税については、「北部地区住民税徴収対策会議」等を開催し、徴収確保対策の協議
や情報交換を行ったほか、モデルハウスにおいて捜索の研修会を開催し、市町職員の滞納整理
技法の向上を図った。

また、県税職員の管内市町徴税吏員併任発令及び管内市町徴税吏員の相互併任発令職員によ
る「併任職員徴収対策会議」を4回開催し、各市町からリストアップされた案件について捜索
(計8件)を行ったほか、加美町・色麻町・涌谷町については共同催告(計1,775件)を実施し、
収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税以外の税目については、財産調査の早期着手に努め、預貯金や給与等の債権差押
を主体に、より効果的な滞納処分を実施し、収入未済額の縮減に努めた。

(6) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適

切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 24,685,047円

過年度分 57,053,678円

合 計 81,738,725円

・平成28年度収入未済額

現年度分 25,879,901円

過年度分 49,638,876円

合 計 75,518,777円

ロ 措置の内容

個人県民税については、北部県税事務所と共同で住民税徴収対策会議を開催し、栗原市との連携強化を図るとともに、北部県税事務所との共催による市町職員滞納処分研修会を実施し、当所若手職員とともに市職員の徴収スキルの向上等に努めた。

また、当所の職員5名を栗原市職員（徴税吏員）に併任発令し、滞納中の特別徴収義務者に対する訪問催告（30件）や高額事案の搜索を合同で行うなど、収入未済額の縮減と徴収確保支援に努めた。

個人県民税以外の一般税については、早期の納税折衝と財産調査に努め、納税資力があるにもかかわらず納税に応じない者には滞納処分を積極的に進めた。

なお、滞納処分は、預貯金や給与等の換価性の高い債権の差押を中心としつつ、悪質事案については、タイヤロツクや搜索・動産差押を実施し、差押した動産はインターネット公売に付し県税に充当するなど、徴収確保、収入未済額の縮減に努めた。

このほか、調査により納税資力が不在ことが判明した滞納者等に対しては、法が定める要件に照らし、適切に処分停止を適用している。

(7) 東部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 136,412,234円

過年度分 194,911,993円

合 計 331,324,227円

・平成28年度収入未済額

現年度分 110,993,100円

過年度分 235,573,641円

合 計 346,566,741円

ロ 措置の内容

収入未済額は、平成28年度決算から約1千5百万円の縮減（▲4.4%）が図られたものの、更なる縮減を進めるため、平成28年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成30年度県税事務運営」に基づき、収入未済額の縮減と徴収の確保に努めた。

個人県民税については、東部県税事務所登米地域事務所と協力し、東部管内と登米管内合同による住民税徴収対策会議を開催し、縮減目標や取組事項等の情報提供、意見交換を行った。また、東松島市、女川町との共同催告、市町職員を対象とした研修会の開催、県税還付金の差押支援など市町支援の各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、預貯金、給与等の債権を中心とした財産調査を積極的に進め、これらの調査結果を活用し、効果的な催告を行い自主納付につなげるとともに、差押等の滞納処分を実施した。さらに納税資力のない滞納者については、徴収緩和制度を適用し、滞納処分停止や換価の猶予を行い、適切な債権管理に努めた。

(8) 東部県税事務所登米地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 51,287,625円

過年度分 95,717,791円

合 計 147,005,416円

・平成28年度収入未済額

現年度分 46,084,591円

過年度分 94,905,128円

合 計 140,989,719円

報 告 書

ロ 措置の内容

個人県民税については、登米市との情報・意見交換等徴収強化に向けた連携を図った。11・12月の宮城一斉滞納整理強化月間では、個人県民税の全滞納者（1,990人）に対し、登米市との連名による共同催告を実施した。さらに、東部県税事務所と協力し、登米市と東部県税管内の市町による住民税徴収対策会議を合同開催し、滞納額縮減への取組事項等について意見交換を行うとともに、滞納処分研修会を実施し、徴収技法の向上を図った。この他、県税還付金差押支援の実施など登米市支援に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、分納誓約等の進化管理の徹底と大口滞納者等の事案検討会を適時開催し、滞納整理方針を明確にした。滞納整理に当たっては、大口滞納者を優先して預貯金・給与・売掛金等の債権を主体に差押を行った。主な成果として、懸案となっていた大口滞納法人2社からは、破産管財人や債権差押による利害関係者等との交渉をまとめ、21,807千円取立てし完結することができた。この他、捜索によって差押した動産をインターネット公表に付して換価するなど差押中心の滞納整理を積極的に取り組んだ。さらに、調査等の結果、資力のない滞納者について、滞納処分執行停止を適切に適用するなど債権管理に努めた。

(9) 気仙沼県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 43,609,614円

過年度分 94,101,920円

合 計 137,711,534円

・平成28年度収入未済額

現年度分 34,712,226円

過年度分 99,762,556円

合 計 134,474,782円

ロ 措置の内容

「県税滞納額縮減対策3か年計画」及び「平成30年度県税事務運営」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と徴収の確保に努めた。

個人県民税については、地方税法第48条による直接徴収を実施したほか、共同催告・共同徴

収、県税還付金の差押支援、研修会開催による滞納整理技法の向上など市町を積極的に支援する事業を実施した。

個人県民税以外については、国・市町とも連携しながら早期の折衝・催告を行うとともに、預貯金、給与等の債権を中心に早期の財産調査を行い、これらの調査結果を活用し、差押等の滞納処分を実施した。また、資力のない滞納者については、滞納処分執行停止等を行い、適切な債権管理に努めた。

(10) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図りたい。

(内容)

・平成29年度収入未済額

現年度分 8,725,211円

過年度分 27,906,060円

合 計 36,631,271円

・平成28年度収入未済額

現年度分 4,005,914円

過年度分 25,541,362円

合 計 29,547,276円

ロ 措置の内容

事務所長をトップとする「仙南保健福祉事務所未収債権回収対策会議」を平成30年6月に開催。収入済額や昨年度までの取組状況を踏まえた取組方針を決定し、これに基づき、納付指導や新たな収入未済の発生防止を図った。また、平成31年3月にも対策会議を開催し、今年度の納付状況等の確認・共有を行うなど、所として収納促進や債権管理に取り組んだ。

納付指導については、地区担当員が家庭訪問等に指導を行うとともに、一括納付が困難であると認められた場合には分割納入を認め納付促進・債権保全を図った（10件）。また、不正受給等による返還金の発生を防ぐため、今年度の初回訪問時に収入申告義務の周知徹底をあらためて図ったほか、課税調査等で把握した不正受給等については、速やかな納付に繋がるよう早期の対応に努めた。

・平成30年度収入未済額の処理状況

生活保護費扶助費返還金

<p>平成30年度収入未済額 44,768,777円</p> <p>収入済額 3,767,421円</p> <p>不納欠損額 5,543,634円</p> <p>平成30年2月末収入未済額 35,457,722円</p> <p>(1) 仙台保健福祉事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>生活保護扶助費返還金及び母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図らきたい。</p> <p>(内容)</p> <p>(イ) 生活保護扶助費返還金</p> <p>・平成29年度収入未済額</p> <p>現年度分 21,495,303円</p> <p>過年度分 56,044,351円</p> <p>合 計 77,539,654円</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 9,573,144円</p> <p>過年度分 51,876,701円</p> <p>合 計 61,449,845円</p> <p>(ロ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <p>・平成29年度収入未済額</p> <p>現年度分 5,105,033円</p> <p>過年度分 39,923,471円</p> <p>合 計 45,028,504円</p> <p>・平成28年度収入未済額</p> <p>現年度分 5,219,916円</p> <p>過年度分 42,044,237円</p> <p>合 計 47,264,153円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>(イ) 生活保護扶助費返還金</p> <p>平成28年度に設置した所長をトップとする「生活保護業務適正化会議」を毎月開催し、未収債権の縮減を図るため、納付指導及び訪問調査活動等の実施について進捗管理を行い、未</p>	<p>収債権の回収に努めるとともに、適時・適切な収入認定による未収債権の新規発生防止に努めた。</p> <p>また、平成30年10月～12月の3か月間を「未収債権回収強化月間」に設定し、長期滞納等の59件、29,198,435円を対象として納付指導を行った。文書及び電話による催告に応答がなかった滞納者については、幹部職員を含む「未収債権回収チーム」による組織的な納付指導に取組み、臨戸訪問を28件実施した。</p> <p>「未収債権回収強化月間」の取組みにより、35件、16,115,264円の納付約束があり、平成31年1月末時点の納付額は3,164,497円となっている。</p> <p>・平成29年度収入未済額の処理状況</p> <p>生活保護扶助費返還金</p> <p>平成29年度収入未済額 77,539,654円</p> <p>収入済額 3,412,864円</p> <p>平成31年1月末収入未済額 74,126,790円</p> <p>(ロ) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <p>平成27年度に設置した所長をトップとする「母子父子寡婦福祉資金対策検討会」を開催し、収入未済額縮減に向けた取組方針及び行動計画等を策定し、重点的に収入未済の縮減に取り組んだ。</p> <p>平成30年1月には、全ての未償還債権について、借受人・連帯借受人・連帯保証人の三者に対して未償還状況を知らせるとともに、生計の状況や償還計画等を照会する「一斉状況調査」を実施した。</p> <p>この調査結果を踏まえ、平成30年5月～8月に、長期滞納等の28人、14,448,974円を対象に集中的に訪問指導を行うなどしたところ、1,568,405円の納付があった。</p> <p>さらに、平成30年12月にも同様の調査を実施し、その結果を踏まえ、長期滞納等の14人、7,633,397円を対象に訪問指導を行うなどしたところ、平成31年1月末現在で862,893円の納付があった。</p> <p>また、この調査の結果から、借受人等債務者の所在不明が多く判明したため、住民票等照会や相続人調査を行い債権情報の整理を行った。</p> <p>・平成29年度収入未済額の処理状況</p> <p>母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金</p> <p>平成29年度収入未済額 45,028,504円</p> <p>収入済額 6,335,346円</p>
--	--

報 告 書

<p>平成31年1月末収入未済額 38,693,158円</p> <p>(12) 北部保健福祉事務所栗原地域事務所</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>昨年度指摘した許可事務の申請書の配置等による許可証の交付遅延において、事務改善の不徹底が認められたので、再発防止に向け対策を徹底させたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・交付遅延 1件</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>文書規程に定められている文書配付票を配置し、担当者が処理状況を記入し、班長が随時確認するなど、業務の進行管理を確実にを行う体制とした。</p> <p>また、許可申請の起案文書等と文書配付票を一纏に供覧し、他の申請に対する事務処理状況の確認を併せて行うなど、業務管理を徹底していく。</p> <p>(13) 精神保健福祉センター</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>検査検収を実施していないもの。</p> <p>・業務名 番号制度対応に関する精神保健管理業務システム改修業務</p> <p>・業務完了報告年月日 平成30年3月30日</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>成果品が納入されたことにより担当者が業務の完了を確認していたものの、検収調書の作成を怠っていたものである。</p> <p>今後、財務規則に基づいた適正な事務を行うために、会計事務の手引き等を改めて確認し契約事務の知識習得を図るとともに、複数の職員が確実にチェックすることにより、再発防止を図ることとした。</p> <p>(14) 多賀城高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>需用費において、二重払いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>・件数 1件</p>	<p>・金額 82,080円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>事務処理上不可欠な確認の漏れが多重に発生したことにより生じたものである。</p> <p>事業担当者と支出事務担当者等による複数名による検収の実施、支出根拠書類の点検及び審査を始めとする基本的事項について職員間で再確認をし、二重払いの再発防止に努めている。</p> <p>(15) 多賀城高等学校</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。</p> <p>(内容)</p> <p>(イ) 第4四半期分授業料について、口座引落が不要な保護者から引落をしたもの。</p> <p>・件数 146件</p> <p>・金額 4,336,200円</p> <p>(ロ) 負担金(就学支援金)から授業料への支出(公金振替)の対象者を誤ったもの。</p> <p>・件数 4件</p> <p>・金額 118,800円</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>担当した代替事務職員が授業料及び就学支援金業務は初めてであったが、事務処理のフローの手が回らず、不適切な事務処理が生じたものである。</p> <p>事務室全体において事務処理進行状況の共有化をし、支出時における複数人による確認を改めて申し合わせた。また、事務の遅延等を速やかに監督職員に報告・相談するよう職員に注意喚起を行い、再発防止に努めている。</p>
<p style="text-align: center;">公安委員会</p> <p>○宮城県公安委員会告示第44号 警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「講習」という。)を次のとおり実施する。</p> <p>平成31年4月19日</p> <p style="text-align: right;">宮城県公安委員会委員長 庭野 賀津子</p> <p>1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日</p> <p>(1) 警備業務の区分</p>	

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

(ア) 第1回講習

令和元年6月5日（水）から同月14日（金）までの上、日曜日を除く8日間

(イ) 第2回講習

令和元年7月3日（水）から同月12日（金）までの上、日曜日を除く8日間

イ 追加取得講習

(ア) 第1回講習

令和元年6月10日（月）から同月13日（木）までの4日間

(イ) 第2回講習

令和元年7月8日（月）から同月11日（木）までの4日間

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

一般社団法人宮城県警備業協会

3 受付人員

第1回及び第2回ともに新規取得講習及び追加取得講習あわせて40人程度

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申請受付日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申請受付日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1)～ア～オのいずれかに該当する者

5 事前申込み

(1) 受付専用電話

宮城県警察本部生活安全企画課受付専用電話（022-224-7311）にて事前申込みを受け付け、予約番号を付与する。

なお、1回の電話での受付は1人とする。

(2) 受付期間

ア 第1回講習

令和元年5月7日（火）から同月13日（月）までの上、日曜日を除く5日間（5月7日から10日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

イ 第2回講習

令和元年6月3日（月）から同月7日（金）までの5日間（6月3日から6日までは午前9時から午後5時まで、最終日は午後3時まで）

なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

6 受講手続

事前申込みにより予約番号を取得した者に対する受講手続は、次のとおり行う。

(1) 申請受付期間

ア 第1回講習

令和元年5月14日（火）から同月20日（月）までの上、日曜日を除く5日間（午前9時から午後5時まで）

イ 第2回講習

令和元年6月10日（月）から同月14日（金）までの5日間（午前9時から午後5時まで）

(2) 申込書の提出先

申込書の提出先

事前申込みの際に警察署を指定するので、申請受付期間内に指定された警察署生活安全課に提出すること。

なお、郵送及び代理人による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通 (追加取得講習受講者のみ)

ウ 受講対象者に該当することを陳明する書面 1通

エ 前記4-(1)アに該当する者

最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書

(イ) 前記4-(1)アに該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(1)アに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(1)エに該当する者

旧1級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し

(オ) 前記4-(1)オに該当する者

旧2級検定の旧検定規則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例 (平成12年宮城県条例第21号) 第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては47,000円、追加取得講習受講者にあつては23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

7 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
一般社団法人宮城県警備業協会

8 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全全部生活安全企画課
(電話番号022-221-7171 内線3054・3055)